

移送サービスのご案内

(医療機関への移送)

■移送サービスとは

リフト付き車両で通院や退院時の送迎を行い、生活を支援する事業です。
送迎は、市が委託する施設の職員が行います。

■対象

菊川市内に居住する次の全てを満たしている在宅の人が対象となります。

- ① 家族による送迎および公共交通機関を利用することができない人
- ② 次のいずれかに該当する人
 - (1) 介護保険で要介護3以上と認定され、主治医意見書にて寝たきり度がB以上で自立歩行ができない人
 - (2) 身体障害者手帳の1、2級を所持し、障害種別が下肢機能障がい、体幹機能障がい又は視覚障がいの人で自立歩行ができない人

■内容

- ・ 送迎範囲 自宅から受診する医療機関
(送迎可能エリア：菊川市、掛川市、御前崎市内)
※その他の地区については、要相談
※一時外泊や病院から施設への移送は対象外です。
- ・ 利用回数 1人あたり月2回まで
※送迎時間については要相談
- ・ 委託施設 菊川地域：菊川市社会福祉協議会 小笠地域：和松会

■利用料 無料

■申し込み方法

『移送サービス申請書』に記入の上、下記の問い合わせ先へ提出してください。
利用者の身体状態などを調査し、審査により該当となれば対象となります。

■申し込み先

- ・ 長寿介護課 高齢者福祉係（プラザけやき内）

■問い合わせ

菊川市 長寿介護課 高齢者福祉係
電話：37-1254（プラザけやき内）

